

城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）に対するパブリックコメントの結果概要

1. 意見募集期間 令和5年9月15日（金）から令和5年10月16日（月）
2. 周知方法 市ホームページ及び広報じょうよう紙面（9月15日号）
3. 資料閲覧場所 上下水道部（経営管理課庶務係、上下水道課施設係）
行政情報コーナー※
市ホームページ

※行政情報コーナーの内訳
本庁1階 陽寿苑 陽和苑 市内各コミセン（寺田コミセン除く）
城陽市立図書館 保健センター 地域ふれあいセンター
4. ホームページアクセス数 330件
5. 意見の提出方法 持参、郵送、FAX、電子メール
6. 意見提出者数 総数 54人（うち2人無効意見） 意見数 162件
7. 意見提出方法の内訳 持参13件、郵送2件、FAX31件、電子メール8件

城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）に対するパブリックコメントへの対応について

番号	意見種別	意見の要旨	意見件数	意見に対する考え方
1	強靱 ①、⑦	項目2の「第3浄水場浸水対策事業について」降雨災害等における河川氾濫対策として実施とありますが他の浄水場やポンプ場より優先的に工事する理由は。併せて第1浄水場、第2浄水場及びポンプ場の浸水、耐震対策の計画を教えてください。 また浸水想定区域にある施設は、更新時に必要な対策を実施します。とありますが、具体的に時期と内容を教えてください。	1件	第3浄水場は、洪水浸水想定区域図において、木津川が氾濫した場合の浸水想定区域に指定されていることから、浸水対策事業を実施する必要があります。令和5年度、6年度に浸水対策工事を実施します。第1浄水場、第2浄水場は浸水想定区域外です。ポンプ所は中区加圧ポンプ所が浸水想定区域に指定されていますが、浸水対策は、次期ビジョン期間以降に実施する予定です。 また、耐震対策については、第1浄水場、第3浄水場はすでに耐震化されており、耐震化されていない第2浄水場については、次期ビジョン期間以降に実施する予定です。
2	強靱 ①、②、⑦	管路の耐震化や浄水場の浸水対策は必要なことであり、計画的に進めていただきたい。	1件	管路の耐震化や浄水場の耐震対策は、施設整備計画に基づき、計画的に事業を進めています。
3	強靱②	中間見直し版P12の図と平成30年に出された水道事業ビジョン（30年版）のP50の図6-4を比較すると、追加された緑の部分はとて10km分あるとは見えません。記入漏れですか。	1件	第2分水の送水管について、想定 of 延長を耐震化の延長に含めていますが、受水点が決定していないため、図には記載していません。
4	持続 ①、②	水道施設については、将来の市民のためにも適切な更新をしてほしい。設備投資は必要です。 また、二か所から府営水道を受けることにも賛成です。防災への備えとしても機能します。時間を逸せずすみやかにすすめられたい。	2件	水道施設や管路は、今後、老朽化が進んでいくため、更新や維持管理による対応を実施します。今後も適切な管理を行い順次更新を実施します。 また、災害時に備え、府営水を受ける二か所目の整備に向け協議を進めます。
5	持続④	府営水道受水点の追加について、安定水源の確保、危機管理面の確保を理由とありますが、府営水道受水点を追加した場合、危機管理面で何が充実するのですか。	7件	現在、本市水道事業が受水している府営水は宇治浄水場からのものであり、協議を進めている受水点は木津浄水場からのものです。同じ府営水でも別系統の浄水場から水を確保できることになるため、危機管理面が充実し、安定して水量を供給できるようになると考えています。

6	持続④、⑩	別系統の水源を確保する事は危機管理上有効だと理解しますので、それを否定するものではありません。ですが、災害や事故等で使用に支障が出やすいのは、市内で汲み上げる地下水よりも、遠方から長々と水道管を敷設する必要のある府営水の方ではないですか。安定性においても、危機管理的にも、コストを考えた場合でも地下水を優先する構成の方が良いと感じるのですが、如何でしょうか。	7件	まずリスクヘッジの観点からですが、同じ府営水でも別系統の浄水場から水を確保することになるため、危機管理面が充実し、安定した水を供給できるようになると考えています。加えて市浄水場にトラブルが発生した場合、多数の井戸があっても浄水場からの送水はストップしますが、府営水は府浄水場間での相互融通が可能となっているため障害発生時のリスクは低いものとなっています。 次に水需要の観点からですが、市南部の今後の水需要から、自己水（井戸水）だけでは不足しますので、府営水の受水を増やさざるを得ません。 既存受水点から市南部への配水管の設置には多額のコストがかかるので、市南部での受水を行うことがコスト的に有利であると考えています。
7	持続⑤	地下水の安定的な供給のためにはそれを涵養する環境を一層充実させることが必要です。例えば緑地保全・育成と地下の水脈を守るための条例や協議会を作ることによりて、水の循環を円滑にする必要があると思います。	2件	「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」に基づき、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることとしています。
8	持続⑦	城陽の地下水は、非常に恵まれた環境となっています。城陽の水道の8割以上を占めている地下水について、もっと書き込んでいただきたい。井戸水を今後とも大切にしていける方針をしっかりと示していただきたい。	2件	本市水道事業は、地下水を主体とした給水を行っているところですが、井戸の老朽化等も考慮し、水源のあり方について検討していく必要があると考えています。
9	持続⑦	城陽市の地下水は他市（宇治市など）と比べると美味しいので塩素の匂いもほとんどなくておいしく飲める。今後も地下水を利用した安全でおいしい城陽の水を守ってほしいです。	16件	水道水は、水質基準を守り供給しており、府営水についても、水質基準を守り供給されています。水道事業者は、安全で安心な水道水を安定的に継続して供給することが最優先事項と認識しています。
10	持続⑧	少なくない水道事業において、浄水場内での小水力発電の導入や施設等を利用して太陽光発電設備の設置による自己電源の確保が経費の節減につながっていると聞いています。温暖化防止の一助ともなる再エネの導入で経費の削減を提案します。	1件	各施設の更新時に、費用対効果を考慮しつつ、総合的に再生可能エネルギー導入を検討しています。 なお、小水力発電は、現状の市の配水等のシステムでは余剰エネルギーが無いため、実現はできません。
11	持続⑩、⑬	府営水の受水点の追加は必要なのでしょうか。府営水の利用率は令和3年でも22%（「京都府営水道ビジョン第2次」P98）となっています。今供給されている府営水を利用しても十分足りるのではないのでしょうか。城陽には豊富な地下水があり、府営水との2本立てで災害時にも複数の受水点、現状でもある、と思います。	1件	現在、本市水道事業が受水している府営水は宇治浄水場からのものであり、協議を進めている受水点は木津浄水場からのものです。 同じ府営水でも別系統の浄水場から水を確保することになるため、危機管理面が充実し、安定した給水に資すると考えています。

12	持続⑩、⑬	京都府の水道水事業の広域化に関する計画に伴って、城陽でも今までのおいしい井戸水をやめて、府営水に一本化するという話を聞きました。なぜおいしくて安い井戸水を止めなければならないのでしょうか？	21件	京都府水道ビジョン（第2次）において、広域化・広域連携の推進について記載されていますが、記載されている案については、関係団体の意見や費用負担について調整がされたものではなく、広域化・広域連携を検討していくためのたたき台であり、今後、議論していくこととなります。
13	持続⑪	この急速な物価高がつづく中で水道料金を大幅に値上げするのはやめて下さい。2019年の約23%引き上げと来年8月の大幅引き上げ案を合わせると、元の訳1.5倍となり、近隣の最上位に近くなる。	9件	水道料金の改定は、水道法施行規則第12条に規定される能率的な経営の下における適正な原価を基に算定したものであり、今回の料金改定は本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものですので、ご理解をお願いします。
14	持続⑪	全国的に道路や鉄道、水道などインフラの老朽化が非常に問題化している。日本全体の生産年齢人口の減少が明らかになっている現状下、コスト増も相まって負担増はやむを得ないと思う。 可処分所得がどんどん減少する中、生活の厳しさは増すばかりだが、高度成長期のような財政状況にない現状ではサービスの受け手も負担増は受け入れざるを得ないのではないかと思う。	3件	ご意見のとおり、今回の料金改定は水需要の減少や資機材費、労務費及び燃料費等の高騰に伴う各種費用の増加する中、本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものと認識しています。
15	持続⑪	値上げの要因として資料では「物価高騰」があげられています。市民の暮らしも諸物価の高騰にさらされており、市民生活の基盤となっている水道料金の引上げは慎重にされるべきと考えます。	1件	水道料金の改定は、水道法施行規則第12条に規定される能率的な経営の下における適正な原価を基に算定したものであり、今回の料金改定は本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものですので、ご理解をお願いします。
16	持続⑪	物価が高騰する中で水道水をつくるのにもお金がかかるので、水道料金も値上げする必要があることは理解できますが、みんな生活が厳しいので、値上げはなるべくおさえてもらいたいです。	1件	水道料金の改定は、水道法施行規則第12条に規定される能率的な経営の下における適正な原価を基に算定したものであり、今回の料金改定は本市の水道事業を将来にわたって経営するために必要不可欠なものですので、ご理解をお願いします。
17	持続⑪	城陽市が進める東部丘陵地、その他広大な開発計画に係る経費を3年から5年の料金見直しで対応をしようとしている事自体おかしいです。	1件	今回の料金改定では、東部丘陵地整備に係る影響分は一般会計からの補助金により補填されることから、水道料金には転嫁していません。 なお、水道料金は水道法施行規則第12条において3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うよう規定されています。

18	持続⑫	<p>「業務委託の検討」とは、将来全面的に民間委託にするつもりなのではないでしょうか。世界的には水道を民営化した自治体が公営に戻す動きが広がってきています。</p> <p>民間企業というのは利益を水道利用者からの料金で賄おうとすれば料金は当然高くなるか、コスト削減のために水質の悪化が心配されます。フランスで水道の脱民営化が進んでおり、命に直結する水は国や自治体が責任をもって事業を進めてほしいです。</p> <p>経営体制も含めて今後のPPPのプラン像の最終全体像を示して下さい。</p>	13件	<p>水道施設の維持に必要な技術者が全国的に減少しており、人員の確保が喫緊の課題となっています。このような状況下において、民間委託は課題に対応するための有効な手法の一つとして検討しています。城陽市でも技術者の採用に非常に苦慮しているところです。</p> <p>また、本市水道事業では以前から個別に委託化を進めており、相当数の業務を委託しています。将来像としては、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-7⑫業務委託の検討」において、民間事業者による創意工夫や経験等を活用して業務の効率化を図るため、個別の事業者に委託している事業を包括して民間委託することを検討することとしています。</p> <p>なお、「フランスの脱民営化」とはパリ市の事例を基にするご意見と史料いたしますが、民営化と民間委託は異なる考え方であり、パリ市においても再公営化後に民間委託は実施されています。</p>
19	持続⑬	<p>委託料が計画は増減がほぼないのに対し、推計では倍ほどを見込んでいます単純な話、委託しなければ委託料はふえませんが。増加も抑えられるのではないですか。委託せずに自前でする事が長い目で見た場合経済的にも危機管理的にも有用だと感じるのですが如何でしょうか。</p>	1件	<p>現状でも浄水場の管理をはじめ委託できるものは委託しているところですが、水道施設の維持に必要な技術者が全国的に減少しており、人員の確保が喫緊の課題となっています。城陽市でも技術者の採用に非常に苦慮しているところです。</p> <p>このため、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-7⑫業務委託の検討」においては、技術者の確保が困難な状況下における技術者不足を補うための手法の一つとして包括的民間委託の検討を進めることとしています。</p>
20	持続⑭	<p>「近隣市町と情報の共有を行う」ことは非常に大切だと思います。しかし、広域化で、今考えておられる「事業経営」以外何かいいことがあるのでしょうか。事業運営も工夫できないのでしょうか。</p>	3件	<p>広域化により、事業運営においてもスケールメリットを活かした人員確保、施設運営、業務範囲の共同化及び施設稼働率などの効率化を図ることが可能となると考えています。</p>
21	持続⑮	<p>今後は事業運営のなかで、一定部分の共同化などより合理的な部分は関係市町等と協議・検討することは必要であると考えます。</p>	1件	<p>ご意見のとおり、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-8⑮広域化の必要性」に基づき、業務の共同化について検討を進めてまいります。</p>

22	持続⑬	<p>府のグランドビジョンなどの感じでは府営水を進める方向のニュアンスを感じますが、広域での協力という事を考えるなら、京都水盆の上に位置する自治体同士で結束する事でスケールメリットを得て計画的な地下水利用を中心とした水道事業を再編できないでしょうか。</p> <p>そうになったら、この地下水利用について一日の長がある城陽市は中心的な役割を果たして、それこそ山城地域の自治体で協力して安くで質の高い水を供給することが出来るのではないかと考えたのですが如何でしょう。</p>	1件	<p>広域化については、水道法第2条の2に基づき京都府が水道事業者等の広域的な連携の推進役となり取り組みを進めることになっています。</p> <p>ご意見の山城地域の水道事業のあり方についても、京都府が主導し、各市町も参画して進める広域化の議論の中で整理されていくべきものと考えています。</p>
23	持続⑭	<p>「鉄バクテリア自然ろ過方法」維持するためにも、ぜひ自前で技術者を育てていただきたい。</p>	2件	<p>水道施設の維持に必要な技術者が全国的に減少しており、人員の確保が喫緊の課題となっています。城陽市でも技術者の採用に非常に苦慮しているところです。</p> <p>このため、水道事業ビジョン（中間見直し版）「持続-7⑫業務委託の検討」においては、技術者の確保が困難な状況下における技術者不足を補うための手法の一つとして包括的民間委託の検討を進めることとしています。</p>
24	持続⑮	<p>市民になぜ値上げが必要なのかを説明して、市民の納得を得ることが必要です。水道事業ビジョン（中間見直し版）と料金改定について、住民説明会を開催してください。</p>	9件	<p>市では工事施工や施設の統廃合などの一部地域が対象となる事項については住民説明会を開くこともありますが、市全体が対象となる事項については、議会への報告をはじめ、広報紙やホームページでお知らせしているところです。</p> <p>今回の水道事業ビジョンの中間見直し等につきましても住民説明会については開催しませんが、ホームページや紙面を倍増させた広報特集号「水だより」等により、市民の皆さまに向けて丁寧な説明を行うように努めてまいります。</p>
25	持続⑯	<p>ビジョンの見直しが出ましたので、値上げの根拠になるものがあるか、と思いましたが直接的に確認はできませんでした。とするなら、今後の老朽化への対応や施設整備などにかかる経費は5年前のビジョン策定時には予測できてたはずではないですか。だとするなら、策定時の予測の甘さが責められるべきであり、また市民に対しての説明責任があるのではないのでしょうか。</p>	1件	<p>今回の料金改定は、給水人口の減少に伴う給水収益の減少や資機材費、労務費及び燃料費等の高騰に伴う各種費用の増加が主な要因となっていますが、本計画期間における人口減少や物価の高騰は、本市の予測を超えて進行しました。</p> <p>このように、財政計画については物価変動等を含む事業環境の変化の影響を大きく受けることから、今後につきましても水道法施行規則第17条の4に基づき3～5年ごとに財政計画の見直しを行うことにより適正管理に努めてまいります。</p> <p>また、水道事業の現状について、ホームページや紙面を倍増させた広報特集号「水だより」等により、市民の皆さまに向けて丁寧な説明を行うように努めてまいります。</p>
26	持続⑰	<p>中区配水池の移転は東部丘陵地工事に関連する移転なら、水道の会計から移転費を出す必要はないのでは。</p>	2件	<p>中区配水池の移転は、老朽化による移転ですので、東部丘陵地開発に関係するものではございません。</p>

27	持続⑱	「新中区配水池」と「青谷配水池」は東部丘陵地開発のためにつくられる新配水池だと思われませんが、城陽市民にとっては必要のない施設に、市民負担を強いることには市民の理解は得られないと思います。	1件	中区配水池の移転は、老朽化による移転ですので、東部丘陵地開発に関係するものではありません。 また、青谷配水池の建設については、公営企業で事業を行い、これに要する費用は企業債をあてます。なお、水道で借り入れますが、一般会計からの補助金により補填されることから、水道料金には転嫁していません。
28	持続⑱	東部丘陵関連で企業債残高14億円近くを上乗せするのはひどすぎる。現世代から次世代に負担をかけ続けることは、水道料金の抑制と全く乖離していると思います。東部丘陵地で開発する事業者等に対する、水道事業に関する負担を求めるべきであると考えます。	18件	青谷配水池の建設については、公営企業で事業を行い、これに要する費用は企業債をあて、水道で借り入れますが、一般会計から補助金により補填されることから、水道料金には転嫁していません。
29	持続⑱	深井戸からの水を城陽市民の飲み水用に優先するため東部丘陵に立地する事務所の地下水汲み上げを規制し、府営水道水使用を求める。	1件	地下水の汲み上げの規制について、市公営企業に権限はありません。 長池・青谷先行整備地区への給水については、自己水と府営水とで、水道水の供給をして行くこととなります。
30	持続⑱	東部丘陵地への投資が大きすぎる。起債せず年度の中でやりくりするのが常識です。	1件	水道事業は地方公営企業法第17条の2に基づき「独立採算の原則」をとっており、水道料金及び企業債が主な財源となります。 一方で、水道事業は装置産業であり、事業年度における必要な投資額を水道料金のみで確保するには大幅な料金の引上げが必要となり、市民生活に多大な影響が生じます。そのため地方公営企業法において水道事業は損益勘定及び資本勘定から成る法適用事業として規定されているところでは、 具体的には水道事業の資本的支出に必要な多額の投資に対し、必要な額を起債資金で確保し、長期間で償還していく経理を行います。 なお、今回の料金改定では東部丘陵地の整備による影響はありません。
31	その他	市の契約水量は受水量の3倍にもなり過大な契約金額となっている。契約の見直しが必要。	5件	府営水の建設負担水量は、構成10市町の要望に基づく設備投資がなされており、構成する1団体のみの要望で変更できるものではありません。 しかし、水需要の減少により乖離が生じているのも事実なので、これまで市として、また、意見を同じくする団体と共同で京都府に対し、見直しを強く主張しているところです。

32	その他	<p>水道は公共財（インフラ）として、行政が責任を持って提供する必要があるものだと考えます。それはひとえに市民生活を守るもの、ひいては生活者を守るために採算を度外視する事もあり得る、と私は考えるのですがどうなのでしょう。</p> <p>資料を見れば行政からの補助金は令和4年度で4000万でしょうか？これが市からの補助金になるのでしょうか。</p> <p>議会での承認なども必要ですし、それ以前に市民の議論も必要でしょうが、市の財政で支える事への言及があっても良いかと思えます。</p>	2件	<p>水道事業は地方公営企業法第17条の2に基づき「独立採算の原則」をとっており、水道使用者から支払っていただく水道料金等の収入によって運営する必要があり、採算度外視で事業を経営できるものではありません。</p> <p>なお、令和4年度の資本的収入の補助金については、管路の耐震化の実施に伴う府補助金の交付によるものであり、ご意見の赤字補填を目的とした市からの補助金ではありません。</p>
33	その他	<p>項目5の業務委託の検討・広域化の必要性について、城陽市水道事業の大きな政策変換であり、地下水水道事業の存続に係る大問題です。命と生活を支える共有財産である水道事業であるのに、市民に丁寧な説明会をなぜ開催しないのですか。</p> <p>京都府営水道事業広域的連携等推進協議会南部地域部会の方針や決定事項と、城陽市上下水道審議会や市議会との関係性を説明して下さい。</p> <p>また、補助金を入れながら進められていますが、どのような経過と責任で方針が決定されたのか、また市議会で議論を尽くして決まったことなのでしょうか。その議会の日時があれば教えてください。</p>	2件	<p>水道事業ビジョンでは地下水を利用した水道事業を存続させないとは記載していません。</p> <p>なお、市では工事施工や施設の統廃合などの一部地域が対象となる事項については住民説明会を開くこともありますが、市全体が対象となる事項については、議会への報告をはじめ、広報紙やホームページでお知らせしているところです。</p> <p>今回につきましても住民説明会については開催しませんが、ホームページや紙面を倍増させた広報特集号「水だより」等により、市民の皆さまへの丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>次に、京都府水道事業広域的連携等推進協議会（以下「協議会」という。）は、水道法第5条の4に基づき京都府が設置したものであり、市は方針決定等に直接関与するものではありません。</p> <p>城陽市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）や市議会に対しましては、協議会に関する必要な情報を適宜報告してまいります。</p>
34	その他	<p>水道水の中で地下水85%を自己水とする城陽市水道事業を存続してください。収益的収支と資本的収支の見通し50年間のシミュレーションを出してください。</p>	1件	<p>財政計画は水道法施行規則第17条の4の規定に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、公表する必要があります。</p> <p>財政計画については、物価変動等を含む事業環境の変化の影響を大きく受けることにより、長期間の試算は精度が低下することから、本市では10年間を合理的な期間と考えて公表しています。</p>
35	その他	<p>今後、水需要が下方修正されていることは、なぜですか。</p>	1件	<p>今後、給水人口の減少等が予想されるためです。</p>
36	その他	<p>中区配水池の移転工事の総費用及び内訳はいくらですか。</p>	1件	<p>中区配水池築造、送水管工事の費用は併せて、約1,224百万円を計画しています。</p>
37	その他	<p>第3浄水場浸水対策事業の費用は。</p>	1件	<p>第3浄水場浸水対策工事の費用は、約223百万円を計画しています。</p>

38	その他	<p>項目3の「適切な施設の更新 上水コンピューターのシステムの更新」について、府営水道受水点の追加によるシステムの更新ですか。費用は、いままで通り地下水利用の場合、システム更新は必要ないのでは。</p>	1件	<p>浄水コンピュータ更新は、保守期限切れ等を考慮し実施するものであり、東部丘陵地開発とは関係ありません。 浄水コンピュータ更新の費用は約350百万円です。</p>
39	その他	<p>東部丘陵全体の開発計画に対する城陽市水道部が整備すべき配管等の工事のおおよその総経費と、工事期間の見通しを教えてください。主体事業主が果たすべき配管や新しく必要になった水道施設の費用負担等できるだけ詳しく示してください。 青谷先行整備地区は、京都府も含め補助金や交付金等城陽市水道事業に入る金額があれば教えてください。新たな給水需要に対応するという名のもと水道料金値上げに直結する工事費用を明確にしてください。 広域幹線物流の整備事業の中で水道施設費用も賄われるべきであり、城陽市民の水道料金から徴収すべきではないと考えます。なぜ工事費用を水道料金に含めるのか明確に示してください。</p>	1件	<p>東部丘陵全体の開発計画に対して、 ①長池先行整備は、既存の施設への接続となります。 ②青谷先行整備地区は、開発区域内の配水管について、開発者により布設されます。また、開発地に給水するための施設については、公営企業で事業を行い、これに要する費用は企業債をあて、水道で借り入れますが、一般会計から補助金により補填されることから、水道料金には転嫁していません。事業費は、約695百万円です。 ③中間エリアの水道施設の財政負担については、未定となっており、水道料金には含まれていません。</p>
40	その他	<p>減価償却費は基本的に計画からの乖離は少ないものだと思います。工事費の増加で取得資産額が増えた、というのわからないではないですが、にしてもこのように乱高下するような性質の項目ではないと思うのですが。 平成30年と令和5年は排水管除去が主な要因、とあるのですが、それが減価償却費に入るのは妥当なのでしょうか。</p>	1件	<p>財政計画では「減価償却費等」または「減価償却費及び資産減耗費」として推計を計上しています。 当該項目には減価償却費に加えて資産減耗費が含まれており、施設や設備の除却により資産減耗費が増減することから年度間で増減が生じているものです。</p>
41	その他	<p>「財政計画等資料」のP16からですが、なぜ令和6年だけ管路整備、施設整備、東部丘陵施設整備が突出しているのでしょうか。結果27.3%というとんでもない値上げをして、市民生活を圧迫しようとしていると思わざるを得ません。</p>	1件	<p>令和6年度に事業費が突出している要因としては、既設管路の耐震化、施設浸水対策、老朽化による更新（第3浄水場基幹管路耐震化事業、第3浄水場浸水対策工事、新中区配水池築造工事など）があります。東部丘陵施設整備については、青谷配水池築造、送水管工事を予定しています。 それぞれの工事が実施できる時期を検討し、計画的に事業を実施しています。 なお、今回の料金改定では東部丘陵地の整備による影響はありません。</p>

42	その他	地下水汚染を起こさないために、そして、いつまでも、使い続けられる地下水としていくためにどうするのか、を書き加えていただきたい。地下水汚染を起こさない、規則を書き加えていただきたい。	1件	城陽市地下水採取の適正化に関する条例に基づき適切に管理されていると認識しています。
43	その他	身近で豊富・安全な城陽の地下水を使う方が人間の産業から出る汚染物質の影響を受けにくく薬品による自然破壊も少ないと思います。ぜひ、琵琶湖の水ではなく城陽の地下水をずっと飲み続けられることを願います。	1件	水道水は、水質基準を守り供給しています。地下水は、汚染の影響を受けにくい側面もありますが、いったん汚染されると影響が長引くことが想定されます。
44	その他	岐阜県各務原市ではPFAS除去システムを導入すると発表されています。城陽城陽でも是非その方向で準備してください。	1件	PFASは、本市の水質検査計画により、水質管理目標設定項目として位置づけられています。 本市水道事業では、各浄水場において検査を実施しており、これまで暫定指定値を超えた検出はないことや導入には多額の投資が必要となることから除去システムの導入は考えていません。
45	その他	今回の（中間見直し版）には洛タイで報じられた「27.3%」の値上げの数字が見当たらず、経営審議会の資料まで見ると、この数字がわかるようになっていきます。はっきりと記載してパブコメの実施をすべきではないでしょうか。	1件	城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）（案）は、水道事業の事業環境の変化等への対応をはじめとする水道事業ビジョンの中間見直しについて取りまとめたものであるため、料金改定についての具体的な内容等については記載していません。
46	その他	パブコメの期間が9月15日～10月16日となっているなかで、次回経営審議会が9月29日に予定されています。このような時期に、パブリックコメントの実施を設定するのは不適切であると考えます。	2件	9月29日の第3回城陽市上下水道事業経営審議会で行ったのは中間報告です。第4回城陽市上下水道事業経営審議会パブリックコメントで頂いた意見と、意見に対する市の考え方は参考として報告しているものです。
47	その他	第4回審議会では、市民の疑問、意見を洩れなく取り上げて頂いて、要旨と水道部の考え方を丁寧に解りやすく示していただき、審議委員の方々に検証と意見を求めたいです。	1件	審議会は、上下水道事業の経営問題や将来計画等について、公営企業管理者の諮問に応じ、調査し、及び審議する機関であり、パブリックコメントの結果を検証することを目的としているものではありません。 なお、パブリックコメントで提出された意見と、意見に対する本市の考え方は、あくまでも参考として審議会へ報告しているものです。

48	その他	城陽の水問題について拙速に結論を出すのではなく、幅広い市民の声を聞き、十分な議論を尽くして方向性を出して欲しい。	1件	有識者や市民代表等で構成する審議会において、水道事業の事業環境の変化等への対応をはじめとする水道事業ビジョンの中間見直しについて審議いただいているところです。 このため、本市といたしましては、水道事業ビジョンの中間見直しにあたって十分な議論を尽くしているものと考えています。 なお、水道事業ビジョンでは地下水を利用した水道事業を存続させないとは記載していません。
49	その他	審議会として審議すべき内容をしっかり論議して欲しいです。審議会の議論が料金値上げ、方々で終わっているのは本末転倒です。	1件	審議会では水道事業の事業環境の変化等への対応をはじめとする水道事業ビジョンの中間見直しについて、十分に審議を重ねていただいています。
50	その他	水道はその施設や水源、そしてそこに働く職員のみなさんたちを含めて市の財産であると共に市民の財産・誇りでもあります。 今後も大切に守り、育てていくことが大事です。	1件	今後も、引き続き「将来においても安全で安心な水道水を継続して供給する」ことを理想像に、水道事業の運営に努めて参ります。
51	その他	城陽市水道事業ビジョン（中間見直し版）を拝見し、水道部の職員の方々が、水道事業に自信と誇りを持っておられるのが伝わり、市民に安全で美味しい飲み水を保証したいという思いが良く分り嬉しいです。	1件	今後も、引き続き「将来においても安全で安心な水道水を継続して供給する」ことを理想像に、水道事業の運営に努めて参ります。
52	その他	おいしい水を提供していただいていることに感謝・敬意を表します。安定して水道の供給をしていただいた上に、10月からは、「地震に強い水道管への取り換え工事」をしていただく回覧が回り、誠に有り難いことと思っています。	1件	今後も、引き続き「将来においても安全で安心な水道水を継続して供給する」ことを理想像に、水道事業の運営に努めて参ります。
53	その他	今回下水道に関してのプラン等出されていませんが、工事時期など、効率的に行い、経費削減など出来るのでは。。と思いますが、下水道料金の値上げなど近日中に案を出される予定はあるのでしょうか。	1件	令和2年度に策定した城陽市下水道事業ビジョンでは、5年後を目途にビジョンの総点検を実施することとしています。 このため、当該総点検の中で財政計画を含めて検討を行ってまいります。 なお、工事時期については、水道工事、下水道工事及びガス工事等の間で互いに調整し、効率的な施工に努めています。
54	その他	おいしくて安い水道が城陽市の一番の魅力でした。市民の福祉に向き合わない城陽市に未来があるのでしょうか。市民の財布はもう乾いた雑巾です。絞るのは無理です。使用量を減らすしかありません。トイレは市役所・コミセン・スーパーで済ませましょう。	1件	ご意見が、自宅でトイレを使用せずに市役所・コミュニティセンター・スーパーでトイレを済ませることを奨励されているのであれば、倫理観を欠いた意見かと思えます。